

(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

「(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)」についての意見等募集

2 目的

この要領は、(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)を策定するにあたり、広くその条例素案を公表し、市民等の意見を聴くことによって、条例策定に係る市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 条例内容

(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)を参照して下さい。

4 資料内容及び公表方法等

(1) 公表する資料

- ① (仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領
- ② (仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)の概要及び要点について
- ③ (仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)
- ④ (仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)の解説

(2) 公表の方法

- ① 市役所第1庁舎2階環境政策課、市役所第1庁舎2階情報公開コーナー、リサイクル推進課(リサイクルプラザ)、中央図書館、森の図書館、市内各出張所及び公民館で閲覧できます。
- ② 流山市ホームページで閲覧できます。

5 意見等が提出できるもの

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 市内に土地を所有する者

6 意見等募集期間

平成23年11月21日(月)から平成23年12月20日(火)
まで ※ 郵送の場合は、平成23年12月20日(火)必着

7 意見等の提出方法及び提出先

意見等は、原則、別紙様式による提出としますが、住所・氏名・意見等必要事項が明記されている場合は、任意様式も可とします。

(1) 閲覧場所の意見箱

(2) 直接持参

市役所第1庁舎2階 環境部 環境政策課窓口

(3) 郵送

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 環境部 環境政策課

(4) ファクシミリ：04-7150-6521

(5) 電子メール：kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

8 その他

(1) 提出いただいた御意見等に対する回答はいたしません。意見等募集期間終了後、全ての御意見について整理したうえで条例策定の参考にさせていただきます。

御意見に対する市の考え方については、前記閲覧場所及び流山市ホームページで公表します。

(2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中には記載しないでください。

(3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取り扱えません。

9 実施担当課

環境部 環境政策課

TEL：04-7150-6083

FAX：04-7150-6521